

令和8年度夏の「郷土に学び・育む青少年運動」期間中における 県青少年保護育成条例に基づく立入調査結果について

青少年を取り巻く社会環境を整備し、青少年の保護と健全な育成を図るため、県青少年保護育成条例に基づき、夏の「郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動」期間を重点期間とした、県内全域の対象事業者に対する立入調査を実施した。

1 調査概要

- (1) 調査期間 令和8年7月～8月
 (2) 調査人員 延べ194人
 [内訳 県111人、警察26人、その他（市町村職員、青少年育成コーディネーター等）57人]
 (3) 調査日数 延べ55日
 (4) 調査店舗数（推移） (単位：箇所)

店 舗 種 別	R4	R5	R6	R7	R8
図書等取扱店（書店、コンビニ等）	477	427	347	392	386
質屋・古物商等（中古書籍販売店等）	45	55	30	38	29
玩具刃物等販売店	383	389	320	367	338
図書等自動販売機	11	5	4	6	5
興行場等	54	55	35	38	35
映画館	4	4	1	2	0
ゲームセンター	6	5	2	2	2
インターネットカフェ・漫画喫茶	6	6	3	4	2
カラオケボックス	38	40	29	30	31
携帯ショップ等	94	77	91	75	76
合 計	1,064	1,008	827	916	869

※ 県内にある店舗を抽出し、調査している。

2 主な調査ポイント

- (1) 図書等取扱店（9条、10条）（書店、古書店、DVDレンタル店、コンビニ、スーパー）
 ・ 有害図書等と一般図書等の区分陳列（成人コーナー）の有無
 ・ 青少年の有害図書等購入、閲覧等の禁止表示（ステッカー等の貼付）の有無
 (2) 質屋・古物商等（20条、21条）
 ・ 青少年からの買受けの制限（保護者の同意等がある場合を除く）、年齢確認の有無
 (3) 玩具刃物等販売店（12条）
 ・ 青少年への販売の制限、年齢確認の有無
 (4) 深夜営業を行う興行場等（7条）
 ① ゲームセンター（コーナー）（風営法適用外）
 ・ 青少年の深夜立入禁止表示、年齢確認の有無
 ② インターネットカフェ・漫画喫茶
 ・ 青少年の深夜立入禁止表示、年齢確認の有無
 ・ フィルタリングの有無
 ③ カラオケボックス
 ・ 青少年の深夜立入禁止表示、年齢確認の有無

(5) 携帯ショップ等（26 条、26 条の 2）

- ・ 書面によるフィルタリングの必要性の説明実施の有無
- ・ フィルタリングサービス等不要申出書の保存（電子媒体可）の有無
- ・ 年齢確認の有無

3 主な調査結果

(1) 図書等取扱店（9 条、10 条）（書店、古書店、DVD レンタル店、コンビニ、スーパー）

- ・ 成人男性向け図書等について、取扱いのある 284 店舗のうち、適正な区分陳列を行っているのは 97 店舗（34.2%）、青少年購入等禁止表示を行っているのは 101 店舗（35.6%）であった。
- ・ 成人女性向け図書等について、取扱いのある 7 店舗のうち、適正な区分陳列、青少年購入等禁止表示を行っているのは 6 店舗（85.7%）であった。

【令和 8 年度立入調査における成人向け図書等の取扱い、区分陳列、購入禁止表示状況】

調査店舗 (a)	成人男性向け図書等				成人女性向け図書等			
	取扱いなし(b)	取扱いあり(c)	区分陳列(d)	青少年購入等禁止表示(e)	取扱いなし(f)	取扱いあり(g)	区分陳列(h)	青少年購入等禁止表示(i)
386	102	284	97	101	379	7	6	6
取扱い店舗に対する割合	d / c		34.2%		h / g		85.7%	
	e / c			35.6%	i / g			85.7%

【参考：過去 5 年間の実施率の推移】

（単位：％）

項 目		R4	R5	R6	R7	R8
成人男性向け	区分陳列	23.0	26.7	25.7	36.2	34.2
	購入等禁止表示	22.4	26.4	27.3	34.6	35.6
成人女性向け	区分陳列	57.1	82.6	76.5	80.0	85.7
	購入等禁止表示	60.0	69.6	76.5	80.0	85.7
成人向け図書等取扱いなし店舗		28.9	31.6	28.2	38.0	26.4

(2) 質屋・古物商等（20 条、21 条）

- ・ 調査した質屋・古物商等のうち、買取・販売を行う 28 店舗すべてにおいて年齢確認が行われていた。（実施率：100%）
- ・ 保護者の同意等がある場合に青少年からの買受けを行う 4 店舗すべてにおいて、同意等の確認が行われていた。（実施率：100%）

【実施率の推移】

（単位：％）

項 目	R4	R5	R6	R7	R8
年齢確認	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
保護者の同意等確認の実施	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(3) 玩具刃物等販売店（12 条）

- ・ 有害玩具刃物等の取扱いがある販売店 194 店舗のうち、販売時の年齢確認が行われていたのは 166 店舗であった。（実施率：85.6%）
 - ・ その他商品との区分陳列（一括管理）は 191 店舗で行われていた。（実施率：98.5%）
- ※ 要望事項（条例への規定なし）

【実施率の推移】

（単位：％）

項 目	R4	R5	R6	R7	R8
年齢確認	88.3	88.8	72.2	84.7	85.6
区分陳列	89.0	94.1	90.2	93.6	98.5

(4) 深夜営業を行う興行場等（7条）

ア ゲームセンター（コーナー）

- ・ 調査した店舗については、いずれも深夜営業を行う店舗ではなかったため、条例の規定に基づく青少年の深夜立入禁止表示及び年齢確認は該当無しとなっている。

【実施率の推移】

（単位：％）

項 目	R4	R5	R6	R7	R8
青少年の深夜立入禁止表示	100.0	100.0	—	100.0	—
年齢確認	100.0	100.0	—	100.0	—

イ インターネットカフェ・漫画喫茶

- ・ 調査した深夜営業を行うインターネットカフェ・漫画喫茶2店舗すべてにおいて、青少年の深夜立入禁止表示が行われていた。（実施率：100％）
- ・ 年齢確認についても、2店舗すべてにおいて行われていた。（実施率：100％）
- ・ インターネット利用機器を設置する2店舗すべてにおいて、青少年使用時のフィルタリングによるインターネットアクセス制限が行われていた。（実施率：100％）

【実施率の推移】

（単位：％）

項 目	R4	R5	R6	R7	R8
青少年の深夜立入禁止表示	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年齢確認	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
フィルタリング導入	66.7	100.0	66.7	75.0	100.0

ウ カラオケボックス

- ・ 調査した深夜営業を行うカラオケボックス26店舗のうち、青少年の深夜立入禁止表示が行われていたのは22店舗であった。（実施率：84.6％）
- 深夜営業の店舗における年齢確認は25店舗で実施されていた。（実施率：96.2％）

【実施率の推移】

（単位：％）

項 目	R4	R5	R6	R7	R8
青少年の深夜立入禁止表示	100.0	95.0	96.2	96.6	84.6
年齢確認	100.0	100.0	92.3	100.0	96.2

(5) 携帯ショップ等（26条、26条の2）

- ・ 携帯電話の取扱いのある携帯ショップ等73店舗において、すべての店舗で書面によるフィルタリングの必要性の説明が行われていた。（実施率：100.0％）
- ・ フィルタリングサービス等不要申出書（電子媒体可）の保存は、73店舗すべてにおいて行われていた。（実施率：100.0％）
- ・ 年齢確認については73店舗すべてにおいて行われていた。（実施率：100％）

【実施率の推移】

（単位：％）

項 目	R4	R5	R6	R7	R8
フィルタリングの必要性に関する書面による説明	100.0	98.7	100.0	100.0	100.0
不要申出書の適正な保存	100.0	98.7	98.9	100.0	100.0
年齢確認	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

4 調査結果のまとめ

(1) 図書等取扱店において、

- ・ 成人男性向け図書等の取扱いのある店舗のうち、区分陳列、青少年購入等禁止表示が適切に行われている店舗は4割に満たない
- ・ 成人女性向け図書等の取扱いのある店舗については、区分陳列、青少年購入等表示が一部店舗において適切に実施されていない

という傾向が見受けられた。

いずれも、成人コーナーの撤廃後に一般図書コーナーへ有害図書等が混在しており、有害図書等への認識が不十分である状況が見受けられた。

(2) 玩具刃物等を販売する一部の店舗において、年齢確認が行われておらず、取り扱うナイフや性的玩具が有害玩具刃物等である認識が不十分である状況が見受けられた。

(3) その他の調査対象店舗については、著しく青少年に悪影響を与えているような問題点は認められず、概ね良好であったが、一部の店舗において以下のような問題点があった。

- ・ 深夜営業を行うカラオケボックス2割弱において、青少年の深夜立入禁止表示が行われていなかった。

不適当な取扱いを行っている店舗に対しては、再調査を行うなどして、引き続き改善を促していく。